

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会定款

〔平成25年4月1日〕
制 定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛媛県市町村職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市町職員等で構成される会員の福利施策の推進及び地域住民の福祉の向上に係る活動を通じて、市町行政の円滑、かつ、能率的運営を支援し、もって地方自治の振興及び社会公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とする共済その他の福利厚生事業
- (2) 市町行政に協力したことにより被災した者及びその遺族に対する援護に関する事業
- (3) 公立養護施設への奉仕に関する事業
- (4) 地域住民の自治意識の啓発に関する事業
- (5) 市町又は市町職員が住民を対象として行う文化活動に対する助成に関する事業
- (6) 前各号のほか前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛媛県において行う。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議及び評議員会の承認を得たときは、この限りでない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(借入金)

第8条 借入(一時借入を除く。)をしようとするときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、その他財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、事業報告書の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、それぞれ議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づき、当該評議員を解任することができる。ただし、評議員会における当該解任前にその評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反及び職務を怠ったとき並びにその他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条で定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員の報酬は無報酬とする。ただし、その業務のために要した費用は実費弁済を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分及び除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとしての法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は定時評議員会として、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 評議員の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分及び除外の承認
- (4) その他定款で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに署名捺印しなければならない。

(その他評議員会の必要な事項)

第26条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定めるものとする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第27条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、副会長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任及び解任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、それぞれ決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づき、当該役員を解任する

ことができる。ただし、評議員会における当該解任の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反及び職務を怠ったとき並びにその他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ指名した副会長が、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務（ただし代表権に係るものを除く。）を行う。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席し必要があるときは意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。
- (4) 理事会に対し必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求し、その請求をした監事は、理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (5) 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員に対する報酬等)

第32条 役員の報酬は無報酬とする。ただし、その業務のために要した費用は、実費弁済を受けることができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第34条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第198条で準用する一般社団・財団法人法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、第30条第1項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 会長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を明記した書面により通知しなければならない。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。
(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として決議に加わることはできない。
(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(監事の出席)

第42条 監事は、理事会に出席し必要があるときは意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(理事会への報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項による報告については、適用しない。
(議事録)

第44条 議長は、理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が議長と共に署名捺印しなければならない。
(その他理事会の運営に必要な事項)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。
(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年

法律第49号) 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 会員

(会員)

第51条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員のほか、理事会で認めたものとする。
- 3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「法人法整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する法人法整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法整備法第121条第1項において読み替えて準用する法人法整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は稲本 隆壽、副会長は大城 一郎、武田誠一郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
石川勝行 清水裕 青野勝 池田正司 村上一郎 清家新生
野田裕久 野中修 梶田與一 山内定樹